

1. 特別養護老人ホーム <サービス利用料金（1日あたり）>

（平成30年4月1日改訂）

	ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	サービス利用基本単価	557円	625円	695円	763円	829円
2	看護体制加算	6円	6円	6円	6円	6円
3	個別機能訓練加算	12円	12円	12円	12円	12円
4	精神科医指導体制加算	5円	5円	5円	5円	5円
5	栄養ケアマネジメント加算	14円	14円	14円	14円	14円
6	夜勤職員配置加算	22円	22円	22円	22円	22円
7	日常生活継続支援加算	36円	36円	36円	36円	36円
8	介護職員処遇改善加算	54円	60円	66円	71円	77円
9	1日に係るサービス合計	706円	780円	856円	929円	1,001円
10	居住費	840円	840円	840円	840円	840円
11	自己負担額	1,546円	1,620円	1,696円	1,769円	1,841円

※食費については、ご契約者の所得により上記の自己負担額に300円～1,500円が加算されます。

※居住費については、ご利用者の所得により0円～840円となります。

12	褥瘡マネジメント加算	10円	1ヶ月で10円が加算されます。3ヶ月に1回を限度。			
13	初期加算	30円	適時加算されます。			
14	外泊時加算	246円	適時加算されます。			
15	経口維持加算 I	400円	1ヶ月につき400円が適時加算されます。			
	経口維持加算 II	100円	1ヶ月につき100円が適時加算されます。			
16	経口移行加算	28円	適時加算されます。			
17	口腔衛生管理体制加算	30円	適時加算されます。			
18	口腔衛生管理加算	90円	適時加算されます。			
19	療養食加算	1回 6円 (1日 18円)	適時加算されます。(現在病気にかかっているご利用者に対して、主治医のもとで、その病気の進行を防ぎ改善を図る為に、特別に栄養量を調整した食事の提供をした場合)			
20	再入所時栄養連携加算	400円	1人につき1回、適時加算されます。			
21	看取り介護加算	144円～1,280円	適時加算されます。(死亡日30日前から算定)			
22	若年性認知症入所者受入加算	120円	適時加算されます。			
23	低栄養リスク改善加算	300円	1ヶ月につき300円が適時加算されます。			
24	排泄支援加算	100円	適時加算されます。			

※12～24についてもサービスを利用した場合は、介護職員処遇改善加算8.3%が加算されます。

※一定以上の所得のある方がサービスを利用した場合、介護保険自己負担率は2割になります。(上記料金表は1割負担の金額です。)市区町村から交付される「介護保険負担割合証」を合わせてご確認ください。

1. ショートステイ <サービス利用料金（1日あたり）>

（平成30年4月1日改訂）

	ご利用者の要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	サービス利用基本単価	437円	543円	584円	652円	722円	790円	856円
2	夜勤職員配置加算			13円	13円	13円	13円	13円
3	機能訓練指導体制費	12円	12円	12円	12円	12円	12円	12円
4	サービス提供体制強化加算	18円	18円	18円	18円	18円	18円	18円
5	介護職員処遇改善加算	39円	48円	52円	58円	63円	69円	75円
6	1日に係るサービス合計	506円	621円	679円	753円	828円	902円	974円
7	居住費	840円	840円	840円	840円	840円	840円	840円
8	自己負担額	1,346円	1,461円	1,519円	1,593円	1,668円	1,742円	1,814円

※食費については、ご契約者の所得により上記の自己負担額に300円～1,500円が加算されます。

※居住費については、ご利用者の所得により0円～840円となります。

9	送迎加算（片道ごと）	184円	適時加算されます。	
10	若年性認知症利用者受入加算	120円	適時加算されます。	
11	療養食加算	1回 8円 (1日 24円)	適時加算されます。（現在病気にかかっているご利用者に対して、主治医のもとで、その病気の進行を防ぎ改善を図る為に、特別に栄養量を調整した食事の提供をした場合）	
12	緊急短期入所受入加算	90円	受入日から7日間、止むを得ない事情により最大14日間	
13	長期利用者提供減算	△30円	同一施設の利用が連続30日を超える場合31日目以降は減算	
14	長期利用者提供加算	実費	複数施設の利用が連続30日を越える場合1日分は実費負担	

※9～13についてもサービスを利用した場合は、介護職員処遇改善加算8.3%が加算されます。

※一定以上の所得のある方がサービスを利用した場合、介護保険自己負担率は2割になります。（上記料金表は1割負担の金額です。）市区町村から交付される「介護保険負担割合証」を合わせてご確認ください。